

世田谷・生活者ネットワーク
新事務所のご案内

10月1日から、世田谷・生活者ネットワークは、8年間使った世田谷通りの世田谷駅交差点の事務所から、同じく世田谷通りに面した「世田谷区役所入り口」交差点前の原ビル2階に事務所を移転しました。関口、おのみちはここを活動拠点として、地域の活動に一層邁進してまいります。近くにお越しの際は、気軽にお立ち寄りください。



【世田谷・生活者ネットワーク事務所】
●所在地/〒154-0017
東京都世田谷区世田谷1-12-14 原ビル2階
●オープン時間/原則、平日10:00~17:00



原ビル2階、
正面右手の
階段からお入り
いただけます



暮らしの中での困りごとなど、
お気軽にご相談ください。



世田谷区議会議員
関口江利子



世田谷区議会議員
おのみずき



事務局長
前世田谷区議会議員
金井えり子



副代表
前世田谷区議会議員
田中みち子



代表
前世田谷区議会議員
高岡じゅん子

3 せたがや生活者ネットワークのルール

1 議員は交代制(ローテーション)

2 議員報酬は市民の政治活動資金に

3 選挙はカンパとボランティアで

☎03-3420-0737
世田谷・生活者ネットワークHPから
もお問い合わせいただけます。

2024年
平和な世界を祈って
新年
ゆるっと区政報告会

2024年1月14日(日)14:00~16:00
会場:世田谷・生活者ネットワーク事務所

関口江利子、おのみずき、2人の新人議員としての1年を振り返り、皆さまと共に2024年に向けての希望を語り合う会を、上記の日程でオンラインと会場で同時開催します。参加希望の方は、事前に電話、メール、又はオンライン申込フォームよりお申し込みください。

お申込み連絡先
tel:03-3420-0737
email: setagaya@seikatsusha.net
参加申込みフォーム
お申込み締切 2024年1月9日



新事務所
お待ちしております
※「PACE」
イタリア語で
「平和」の意

カンパをお願いします

生活者ネットワークの活動は、カンパとボランティアで支えられています。カンパは1口1,000円から、いくらでも、いつでもOKです。どうぞよろしくお願ひ致します。

【ゆうちょ銀行】
世田谷・生活者ネットワーク
記号)00110-1-765709
店名)019 普)0765709

生活者
せたがや
No. 208

2023年11月10日号
【編集・発行】世田谷・生活者ネットワーク
代表/高岡潤子
〒154-0017 東京都世田谷区
世田谷1-12-14 原ビル2階
TEL: 03-3420-0737
FAX: 03-3706-1744
email: setagaya@seikatsusha.net
http://setagaya.seikatsusha.me



世田谷ネット
公式サイト

ジェンダー平等を
夢物語にしない!!

~世田谷からジェンダー主流化を~



区議会大会議室の決算特別委員会発言席にて

世田谷・生活者ネットワーク

日本のジェンダーギャップ解消は遅々として進まず、今年の世界順位は146カ国中125位と過去最低となりました。これは女性に、家事育児介護などの無償労働を無自覚に割り振り、社会に根深く存在する格差と差別を無くすための施策に本気で取り組んでこなかった、日本社会の構造的な問題の結果です。これを解消するための方法の一つが「ジェンダー主流化」です。ジェンダー主流化とは、一見すると性別に関係なく見える政策がどのように男女に異なる影響を与えているのかをデータに基づいて分析し、政策の見直しに反映するための戦略で、国も「第5次男女共同参画基本計画」の中でこれに取り組むと明示しています。

4月の選挙で議席を得た世田谷・生活者ネットワークの2人の新人議員は、9月から10月にかけて行われた第3回定例会で、世田谷区に対し、様々な角度からジェンダー主流化の実践を求めました。

まず、9月の一般質問ではおのみずきが、来年度からの実施に向けて現在策定中の17の行政計画素案には、現にある男女

格差の解消に向けた取り組みが「誰もが自分らしく」など一見中立的な言葉でしか表明されていないことを指摘し、実効性のある計画とするために、ジェンダーギャップの実態を直視し積極的に解消を図ることを求めました。

10月の決算特別委員会では、関口江利子が世田谷区役所における女性幹部職員の登用状況を質し、男女にかかわらず人生設計と仕事が両立できるキャリアデザインについての研修を新人のうちから取り入れることなどを提案。おのみずきは一般質問に続き、区のスポーツ施策や都市整備にジェンダーの視点を取り入れることを求めました。(詳しくは中面参照)

世田谷区の諸計画の素案が出たタイミングで質問を重ねたことで、来年以降実施される区の施策はこれまでと一味違うものとなるでしょう。実際に、9月の質問を受け、庁内部長級で構成される会議で各領域・分野の個別計画へのジェンダー主流化の反映依頼、具体的な実践の手引きの作成等、区も動き始めました。これからの区政の変化に注目です。



インボイス制度の
見直しを求める意見書

~世田谷区議会からは提出ならず~



9月末時点で54万筆を超えていた多くの反対の声を無視して、10月から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が強行開始となりました。世田谷区議会からもこの動きに抵抗すべく、生活者ネットの呼びかけで国への意見書提出を提案しましたが、自公維他会派の反対により、賛成少数で否決されました。多くの区民が傍聴にいらしていましたが、この結果に傍聴席からは怒号が飛び交い、泣き崩れる方もいました。私たちは今後も、生活者と共に、生活者のための政策を推進していきます。



関 eyes!

高次脳機能障害への 長期的な相談支援の必要性について

高次脳機能障害は、後天的に病気や事故で脳が損傷して支障が起こるもので、誰もがなりえる障がいです。リハビリにより機能回復が望まれること、本人や家族、職場などが障がいを受容しにくいことが特徴です。区においては、同一施設にて一貫した支援体制が組み立てられているものの、令和元年に「うめとぴあ」を新設した際に、拠点と運営者が「保健センター」と「東京リハビリテーションセンター世田谷」にわかれてしまいました。2者が連携してこれまで同様の質を維持するはずでしたが、当事者や家族からは不満の声が噴出しています。少なくとも、保健センターの「高次脳機能障害相談」窓口では、当事者・家族に寄り添った長期的な伴走型支援を行うことが非常に重要であり、強化と周知徹底を求めました。

区からは、『2カ所の支援拠点では、更なる連携強化が必要なことは把握している。さらに保健センターと各関係機関とのネットワークづくりを進める。「うめとぴあ」が当事者に寄り添った支援の拠点となるよう、わかりやすい相談窓口の周知に努め、本人の状況や意向を丁寧に把握し、高次脳機能障害のある方が自身の希望する地域生活を実現できるよう取り組んでいく』との答弁を受けました。

障がい施策にジェンダーの視点を

今年度中に策定される「せたがやインクルージョンプラン世田谷区障害施策推進計画」について、同性による介助や性の尊重、障がいがあっても安心して結婚・出産ができる等の人権としてのジェンダー視点が抜け落ちている点を指摘しました。その結果、人権擁護を基本として差別の禁止・環境づくり等が盛り込まれました。



関 eyes!

世田谷から平和な世界を求めて

1 世田谷からはじめる 平和教育を

区の平和教育はヒロシマ・ナガサキについての学習が多く、その内容も触れる程度です。子どもたちには、世田谷でも戦争の影響があったことを知り、自分ごととして平和の大切さを実感してもらう学びが必要です。現在、1つの中学校だけが3年間かけて系統的に取り組んでおり、世界ニュースへの関心や平和への熱意と協力の態度が育成されていると報告もありました。校長会での事例共有や世田谷区立平和資料館はじめ地域教材の活用を積極的にすすめるべきだと迫りました。



2 日本政府へ核兵器禁止の メッセージを発信、可決!

2017年に国連で採択された「核兵器禁止条約」は、核兵器の開発、実験、使用、使用の威嚇などの活動を禁止しています。「世界で唯一の被爆国をうたい、核軍縮の橋渡し役を自負している」とする日本ですが、この条約に批准はおろか締結国会議へのオブザーバー参加すらしていません。このような状況に鑑み、「核兵器禁止条約第2回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書」が議員提出議案として提案されました。関口が賛成意見表明に臨み、賛成多数で可決されました。

学校での香害被害をふせぐ

日用品から発する化学物質の中でも、主に香りのある製品で起こる健康被害を「香害」と呼びます。質問で取り上げた結果、当事者中学生が描いたポスターを区立小中学校で配布し、活用状況の確認が行われることになりました。また、教員の意識を高めるために、校長会での周知、小中学校の養護教諭の研究会で香害をテーマに取り上げることが提案されます。

その症状、身近にある
化学物質のせいかも?



PFAS(ピーファス)

※有機フッ素化合物の総称

世田谷区の地下水からも暫定目標値を超えるPFASが検出されたとのニュースを見て不安な方も多いのでは…? PFAS問題の現状と区の姿勢を追及し、HPの情報提供も強化されました!



▲世田谷区 PFAS特集 ページ



烏山地域の地域整備方針に関するオープンハウスの様子

2023年9月20日~10月20日【第3回定例会】
議員になって2回目の議会は盛りだくさん!
わたしたちはこんな視点で
質問しました



関口江利子

福祉保健常任委員
子ども・若者施策推進特別委員



おのみずき

区民生活常任委員
環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員

今回の議会では、会期中に「決算特別委員会」なるものがありました。この時期は毎年、前年度の決算(=昨年1年間の世田谷区のお財布事情)について議会で審議が行われます。わたしたち区民が支払う税金(地方税)は区のお財布にとって大切な収入源の一つ! だからこそ、その使い道を区民の代表で構成される議会がしっかりとチェックする必要があります。わたしたちのチェックポイントはこんな感じ!

◀10月31日 高次脳機能障害学習会
【コーディネーター】関口江利子
【講師】専門医 長谷川幹氏

2 街づくり× ジェンダー

「私たちが暮らす街は、一体誰の視点でつくられてきたのか?」皆さん、考えたことがありますか? なぜベビーカーを引いて移動するのがこんなに大変なのか。なぜ女性用トイレはいつも長蛇の列なのか。女性たちが暗い夜道で怖いと感じるのはどうしてか。

答えは簡単。これまで都市は男性、特に一家の稼ぎ主で、健常者で、異性愛者でシスジェンダーの男性を基準として計画・設計されてきたから。区も2000年代以降、ユニバーサルデザインな街づくりを推進していますが、計画の大半は「性別に関係ない」とされる高齢者や障がい者に焦点が当てられ、ジェンダーの違いによる公共空間での過ごし方や移動パターンの違い、街中で感じる恐怖等の実態はほとんど見えてきません。これでは、街づくりの主流にいない女性(もちろん高齢女性や障がい女性も)や社会的マイノリティはずっと排除されたままになってしまいます。そこで、区の都市計画を構成する「地域整備方針」も、ジェンダーの視点で見直すよう求めました。

おの eyes!

分野ごとに一歩ずつ進める 「ジェンダー主流化」



1 スポーツ×ジェンダー

東京2020大会でも、主に性的マイノリティの選手の人権保障と競技参加の在り方をめぐり、スポーツ分野におけるジェンダーの議論が盛んにされました。一方、日常生活の中でも、男女間のスポーツ参加状況や運動習慣に明確なジェンダーギャップがあります。世田谷区の昨年度のスポーツ実施率(=週1回以上スポーツをする成人の割合)を見ると、特に20代、30代の男女差の大きさは大変深刻です(下表参照)。また、子どもの体力が二極化している問題について、10代女子が根深いジェンダー規範やジェンダー不平等社会の結果として、スポーツから排除されている点をデータとともに指摘し、区に策を求めました。区の答弁通り、今後女性や女の子のスポーツ参加促進に向けた仕組みづくりや環境整備が進むか、要チェックです!

男女・年代別 スポーツ実施率一覧

(%)	全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
全国・男	54.6	62.0	53.4	49.2	49.3	49.3	56.8	69.8	-
都・男(H28)	54.7	52.9	42.5	50.4	53.6	48.6	62.8	65.1	-
都・男(R4)	65.2	83.3	48.9	60.8	62.0	61.7	68.6	74.7	-
区・男	52.4	0	46.0	56.8	47.9	54.8	52.9	55.5	49.3
全国・女	50.3	52.2	44.8	40.0	42.3	46.4	56.3	68.0	-
都・女(H28)	57.8	46.2	39.4	44.2	54.3	63.0	66.0	67.3	-
都・女(R4)	66.6	80.0	61.2	66.4	61.9	67.4	70.6	69.3	-
区・女	46.2	0	35.7	40.0	42.2	47.3	55.1	54.3	39.6
全国・男女差	-4.3	-9.8	-8.6	-9.2	-7.0	-2.9	-0.5	-1.8	-
都・男女差(H28)	3.1	-6.7	-3.1	-6.2	0.7	14.4	3.2	2.2	-
都・男女差(R4)	1.4	-3.3	12.3	5.6	-0.1	5.7	2.0	-5.4	-
区・男女差	-6.2	0	-10.3	-16.8	-5.7	-7.5	2.2	-1.2	-9.7

▲表の黄色マークに注目、世田谷区若年女性のスポーツ参加は低く男女差が顕著
出典)スポーツ庁「令和4年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」/東京都生活文化局「平成28年度都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」/東京都生活文化スポーツ局「令和4年度都民のスポーツ活動に関する実態調査」/世田谷区「区民意識調査2022」(令和4年)

おの eyes!

外国籍住民のいのちと 人権を守れ!



現在、世田谷区には25,000人近い外国籍住民の方がいます。このうち約半分の人たちは生活保護の準用対象外の在留資格で居住しているため、生活に困窮しても何もセーフティネットがない状況です。そこで、外国人も対象となる臨時給付金を必要な人へ確実に届けることや、外国人相談窓口で「無料低額診療制度」等の情報を多言語で広く提供すること等、外国籍住民への支援と情報提供の強化を求めました。

また、世田谷区でもともに生きる外国籍住民には、在留資格を持たず、入管から一時的に仮放免されている「被仮放免者」の人たちも含まれます。多文化共生条例を持つ区として、担当所管課が無いことを言い訳にせず、彼らの人権のいのちを守るよう強く訴え、区長自ら『関係する所管が人権保障の観点から一体となって対応していくよう、改めて指示していく』との答弁がありました。今後の区への対応を引き続き追及していきます!